

第九十六回国会 院 議 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第三号

昭和五十七年二月十八日(木曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長 吉田 之久君

理事 上草 義輝君

理事 川田 正則君

理事 上原 康助君

理事 吉浦 忠治君

理事 奥田 幹生君

理事 國場 幸昌君

理事 泰道 三八君

理事 長野 祐也君

理事 五十嵐 広三君

理事 松本 幸男君

理事 瀬長 亀次郎君

出席國務大臣

國務大臣 田邊 國男君

官 沖繩開発庁長

出席政府委員

官 沖繩開発政務次

官 沖繩開発庁総務

局長 美野 輪俊三君

局長 沖繩開発庁振興

局長 藤 貞一君

委員外の出席者

特別委員会第一

調査室長 長崎 寛君

委員の異動

二月十六日

辞任

瀬長 亀次郎君

同日

辞任

野間 友一君

同日

野間 友一君

同日

同日

辞任

白井日出男君

加藤 万吉君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

同日

辞任

長野 祐也君

補欠選任

長野 祐也君

松本 幸男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

同日

補欠選任

白井日出男君

の特別措置を定めるとともに、沖縄における基礎

条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した

沖縄の振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措

置法により、総合的な沖縄振興開発計画を策定

し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措

置を講じ、並びに沖縄における経済の振興等を図

るため、沖縄振興開発金融公庫法により、長期低

利の資金を供給する等して総合的な諸施策を講

じ、もって、沖縄の振興開発等を積極的に推進し

てきたところであり、

しかしながら、エネルギー事情等内外経済情勢

の変化及び本土から遠く離れ、かつ広大な海域に

散在する多くの離島から構成されているなどの地

理的条件に加えて、長年にわたる本土との隔絶等

により生じた各方面にわたる特殊事情などから、沖

縄の経済社会は、依然としてきわめて厳しい状況

にあり、今後も引き続き沖縄の振興開発を推進し

ていく等の必要がある。

このような状況にかんがみ、沖縄振興開発特別

措置法の有効期限を十年延長し、新たに沖縄振興

開発計画を策定するとともに、これに基づく事業

を推進する等特別の措置を講ずるほか、沖縄の復

帰に伴う内国消費税及び関税に関する特別措置の

適用期限をそれぞれ五年延長し、並びに沖縄振興

開発金融公庫の業務について宅地造成事業に係る

貸付対象の拡大等を図ることとし、ここにこの法

律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を申

し上げます。

まず、第一は、沖縄振興開発特別措置法の一部

改正でございますが、この法律の有効期限を十年

延長して昭和六十七年三月三十一日までとし、新

たに昭和五十七年度を初年度として十九年にわた

る沖縄振興開発計画を策定することとしておりま

す。また、沖縄について、過疎地域振興特別措置

法が適用されたことに伴い、市町村における基幹

道路の整備等の規定について所轄の整理を行うと

ともに、新たに辺地に係る公共的施設の総合整備

のための財政上の特別措置等に関する法律を適用

道路の整備等の規定について所轄の整理を行うと

ともに、新たに辺地に係る公共的施設の総合整備

のための財政上の特別措置等に関する法律を適用

することとしております。

第二は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法

律の一部改正でございますが、県民生活等への影

響を考慮して、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措

置等の内国消費税に関する特例措置及び製造用原

料品に係る軽減措置等の関税に関する特例措置の

適用期限をそれぞれ五年延長することとしており

ます。

第三は、沖縄振興開発金融公庫法の一部改正で

ございますが、住宅金融公庫法の改正に対応し

て、沖縄振興開発金融公庫の業務について、宅地

造成事業に係る貸付対象を拡大するとともに、現

行の沖縄振興開発金融公庫宅地債券制度にかえ

て、新たに住宅または宅地の取得の促進を図るた

め、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券制度を創

設することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要でござ

います。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ

さいますようお願いいたします。

○吉田委員長 以上で提案理由の説明は終わしま

した。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ることとい

たします。

○吉田委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件についてお諮りいたします。

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法

律案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴

取することとし、その日時、人選等につきまして

は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件についてお諮りいたします。

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法

律案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○吉田委員長 この際、沖縄開発政務次官田原武雄君から発言を求められておりますので、これを許します。沖縄開発政務次官田原武雄君。

○田原政務委員 一言ごあいさつを申し上げます。

私は、去年十二月沖縄開発政務次官を拝命しました田原武雄でございます。田邊長官の御指導のもと、先生方よりよい御指導をいただきまして、任務達成のため懸命の努力をいたす所存でございます。

よろしくお願い申し上げます。ごあいさつにかえる次第でございます。(拍手)

○吉田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「昭和四十七年度」を「昭和五十七年度」に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十一条中「及びその他の地域のうち旧過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じて政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第五十五条第一項中「辺地に係る公共的施設

設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)を削る。

附則第三条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改め、同条第二項の表中「昭和五十七年度」を「昭和六十七年度」に改め、「第四十八条」を削り、「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

別表家畜保健衛生所の項、結核療養所の項及び婦人相談所の項を削る。

(沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第一条 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項(第四号及び第六号を除く。)及び第三項、第八十二号、第八十三号第一項及び第二項、第八十四号第一項並びに第八十五号第一項の規定中「十年」を「十五年」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業」を「土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業」に改め、「地方公共団体」の下に「並びに土地地区画整理事業を行う者」を加え、同条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 土地地区画整理事業 土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一条第一項に規定する土地地区画整理事業をいう。

第二十七号第二項中「貸付金」の下に「政令で定める貸付金に限る。」を加え、「土地」を

「住宅、土地又は借地権」に、「沖縄振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という。)」を「沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。)」に改め、同条第三項、第五項及び第七項中「宅地債券」を「住宅宅地債券」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中沖縄振興開発特別措置法附則第三条第一項及び第二項の改正規定並びに第二条の規定は公布の日から、第三条並びに附則第三条及び第四条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法(以下「旧沖縄振興開発特別措置法」という。)第三条の沖縄振興開発計画に基づく事業で、昭和五十七年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第一条の規定による改正後の沖縄振興開発特別措置法(以下「新沖縄振興開発特別措置法」という。)第三條の沖縄振興開発計画(以下「新計画」という。)に基づき事業とみなして、新沖縄振興開発特別措置法第五條から第八條まで及び第四十九條の規定を適用する。

2 この法律の施行の際、旧沖縄振興開発特別措置法第四十八條第一項の規定により関係行政機関の長が指定している同項に規定する市町村道等(過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域以外の地域内のものに限り)の新設又は改築で当該新設又は改築が完了していないものについては、旧沖縄振興開発特別措置法第四十八條の規定は、昭和六十一年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「振興開発計画」

とあるのは、「振興開発計画(沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第百三十一号)第一条の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法第三条の沖縄振興開発計画を含む。)」とする。

3 昭和五十七年度の子算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、新計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものであるについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新沖縄振興開発特別措置法の規定(前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧沖縄振興開発特別措置法第四十八條の規定を含む。)を適用する。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第三条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第二号及び第三項中「沖縄振興開発金融公庫宅地債券」を「沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第四條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「第二十七條第二項に規定する宅地債券」を「第二十七條第二項に規定する住宅宅地債券」に改める。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第五條 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「及び第四十八條」を削る。

附則第三條第二項中第九條第一項の「第九條第一項各号に掲げる」に、「前項の」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 振興局は、第五條第三項に規定する事務のほか、昭和六十一年三月三十一日までの間、沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律

(昭和五十七年法律第 号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法第四十八条の規定に係る事務をつかさどる。

理由

最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法の有効期限を十年延長し、新たに沖縄振興開発計画を策定するとともに、これに基づく事業を推進することとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限をそれぞれ五年延長し、並びに沖縄振興開発金融公庫の業務について宅地造成事業に係る貸付対象の拡大等を図ることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年二月二十二日印刷

昭和五十七年二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局